

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達番号 | 医病 039 |
| (2) 調達件名及び数量 | 血管造影X線撮影装置 Azurion 7 M20 蘭国フィリップス社製 1式の保守点検
(別紙1仕様書のとおり) |
| (3) 契約期間 | 令和8年4月1日～令和9年3月31日
なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヶ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和13年3月31日を超えないものとする。また、対象装置の変更等がある場合、受注者は遅滞なく発注者に申し入れ、契約変更の手続きを行うものとする。 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、
国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3 (1) の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
令和8年3月26日 16時00分
(郵送又は宅配便により提出する場合は提出期限までに必着のこと。)

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

見 積 書

調達番号: 医病 039

調達件名： 血管造影X線撮影装置 Azurion 7 M20 蘭国フィリップス社製 1式の保守点検

見 積 金 額 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住所

会社名

氏 名

[印]

電話番号

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

仕 様 書

請負の表示 血管造影X線撮影装置 Azurion 7 M20 蘭国フィリップス社製 1式
の保守点検
保守点検装置 構成内訳は別紙2のとおり

1. 受注者は、本仕様書により、誠実に請負を実施するものとする。
2. この契約は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準に準拠するものとする。
3. 請負代金は、作業完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
4. 発注者は、保守点検の実施に際し、国立大学法人大阪大学医学部附属病院（以下「本院」という。）職員を立ち合わせ、監督するものとする。
5. 検収は、受注者が提出する報告書に基づいて行うものとする。
6. 定期保守点検の実施日は、あらかじめ本院職員と協議して定めるものとする。
7. 保守点検のために受注者の技術員が来院したときは、本院職員に申し出なければならない。退場の際も同様とする。
8. 保守点検を実施する際に疑義が生じた場合は、その都度、本院職員と協議して円滑に処理するものとする。
9. その他詳細については、本院職員と受注者の協議により行うものとする。

I. 請負の概要

本院に設置されている装置が正常かつ円滑に作動するよう本仕様書により入念確実に保守点検を行うものである。

II. 請負の期間

契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヵ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和13年3月31日を超えないものとする。また、対象装置の変更等がある場合、発注者より受注者に申し入れ、契約変更の手続きを行うものとする。

III. 請負の実施場所

大阪大学医学部附属病院 手術部

IV. 保守点検業務内容

- (1) 定期点検作業
別冊の「点検項目」に基づき、保守に必要な技術員を出張させ、正常かつ円滑に作動するよう受注者の責任において、契約期間内上半期1回、下半期1回の計2回、点検、清掃、部品の取替え及び調整を行うものとする。
- (2) 既存機能に対する技術変更
装置の既存機能に対してメーカーからバージョンアップ等の指示があった場合には技術変更を行うものとする。
- (3) テクニカルフォンサポート
受注者は、発注者から装置に関する問い合わせがあった場合には、電話にて装置障害による技術的サポートを提供するものとする。
- (4) リモートサービス
受注者は、装置と受注者の設置するサービスセンターをブロードバンド回線で接続し、遠隔操作による点検等を実施するものとする。

V. 保守点検業務の実施時間帯

- (1) 定期点検作業、技術変更作業
原則として、月曜日から金曜日まで：8時～24時
但し、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。
- (2) テクニカルフォンサポート
原則として、月曜日から日曜日まで：24時間サポート対応
- (3) リモートサービス

月曜日から金曜日まで：8時00分～20時00分
土曜日：8時00分～18時00分
但し、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

VI. 費用の負担

- (1) 次の(2)及び(3)に記載のものを除き、定期点検に伴う作業費、技術変更費、随時緊急保守点検作業費、リモートサポートに伴う通信費は受注者が負担する。
- (2) 次の費用は、別途発注者が負担する。
 - ア 交換部品費(X線管、フラットディテクタ含む)。
 - イ この請負に含まれていないものの保守経費。
 - ウ この契約の締結日(契約更新の有無に係わらず、装置に関する最初の保守締結日)より後に、発注者が受注者より新たに購入した追加付属品(ハードウェア及びソフトウェア)に対する保守経費。
- (3) 発注者と受注者との間で協議の上、次のいずれかに該当すると認めた場合は、受注者が行った保守業務費用はこの契約に含まれず、発注者が別途受注者に支払うものとする。
 - ア 使用者の誤操作、取り扱いの不注意による場合又は取扱説明書などに記載されている操作方法及び注意事項などを遵守しなかったことによる故障の場合。
 - イ 受注者指定以外の第三者によって対象製品の据付、移設、保守、修理又は改造(受注者指定以外のソフトウェアのインストールを含む。)が行われた場合。
 - ウ 故障が保守点検業務対象装置以外の物品又はソフトウェアに起因する場合。
 - エ 火災、地震、風水害又は落雷などの不可抗力による故障の場合。
 - オ 保守点検業務対象装置が他の装置とネットワークで接続されている場合の装置間コミュニケーションに関するトラブルで、装置に何ら原因が認められない場合。
 - カ 故障が受注者指定以外の部品、消耗品、付属機器又はソフトウェアの使用に起因する場合。
 - キ 取扱説明書に記載されている電源及び設置環境等の製品使用条件を逸脱した状態で使用された場合、適切な製品使用条件を維持するために必要な措置に関する取扱説明書の規定及び受注者のガイドラインその他の助言を遵守しなかったことによる故障の場合。
 - ク コンピュータウイルス又はハッカーによって、ソフトウェア又はハードウェアに損傷が生じた場合若しくはコンピュータウイルス又はハッカーによる被害防止のための受注者のガイドラインその他の助言を遵守しなかったことによる故障の場合。
 - ケ 定期交換部品又は消耗品等の交換の必要性が生じ、その旨を受注者が発注者に通知したにも係わらず発注者がこれを速やかに受け入れず、当該部品の不良が原因となり装置が故障した場合。
 - コ 保守点検業務対象装置の仕様又は設置条件などの変更(ネットワークを通じて接続されている他の装置の変更によるものを含む。)に伴い新たに必要となった作業の場合。
 - サ オーバーホールの場合。

VII. 交換部品の所有権

修理等により交換された故障部品の所有権は、受注者に帰属する。

VIII. 作業環境

発注者は、受注者がこの契約の目的に従って保守点検業務を遂行できるようにするため、受注者に対し次の条件を常に保障するものとする。

- (1) 受注者のエンジニアが、装置の設置場所に立ち入り、制約なく作業が実施できるようにすること。
- (2) 定期点検など契約作業について、あらかじめ発注者と受注者との間でその予定を定めた場合、その時間帯に装置が使用されていないこと。
- (3) 通常の保守作業に必要な光熱水料等を発注者の負担において提供すること。
- (4) 保守作業中に発注者の確認が必要な場合、速やかに受注者の要請に応じること。

IX. 報告義務

- (1) 受注者は、保守点検を実施した場合には「定期保守点検項目表」を作成し、本院放射線部の確認を受けたのちに本院管理課用度第二係に提出するものとする。
- (2) 定期保守点検項目表には保守点検の内容並びに交換部品の名称及び数量、また修理した場合はその詳細及び保守点検以外に処理しなければならない事項等を記入するものとする。

X. 免責事項

- (1) 装置又はその使用に起因する発注者若しくは第三者の損害(間接損害及び逸失利益を含む。)については、製造物責任法に基づく賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。

- (2) データの保全措置を講じる責任は発注者が負うものとし、装置のデータ記憶装置、その他の記憶媒体等に存在するデータ、プログラム及び設定条件等の損傷又は滅失については、製造物責任法に基づく損害賠償責任の場合を除き受注者は一切の責を負わない。
- (3) 天災地変又は交通事情等の不可抗力により受注者が保守業務を実施できなかったことによる損害については、受注者はその責を負わない。

XI. 守秘義務

- (1) 発注者及び受注者は、この契約に基づき知り得た相手方の技術上、医療上又は経営上の秘密（以下「秘密情報」という。）並びに相手方及び相手方の顧客についての一切の情報（以下「個人情報」という。）を秘密として保持し、相手方の事前承諾なしに第三者に一切開示及び遺漏をせず、この契約履行の目的以外に使用してはならない。ただし、開示時点で公になった情報は秘密情報から除くものとする。
- (2) 発注者は、受注者が納入したソフトウェア、取扱説明書及びその他の資料に関する受注者の権利を尊重し、受注者の事前承諾なくその複製、他の機器への使用又は公表等通常の使用以外の目的に使用してはならない。
- (3) 発注者及び受注者は、相手方から開示された秘密情報又は個人情報について、相手方から要求があった場合又はこの契約が終了した場合には、直ちに相手方に返却するものとする。

構 成 内 訳

項	品 名	数 量	備 考
	血管造影X線撮影装置 Azurion 7 M20 (Azurion 7 C20 FlexArm)	1 式	
(1)	X線管及びフラットパネルディテクター支持装置	1 式	
(2)	医用X線高電圧装置(X線発生器)	1 式	
(3)	検査寝台	1 式	
(4)	X線管	1 式	
(5)	画像関係フラットパネルディテクター	1 式	
(6)	TVモニターシステム	1 式	
(7)	装置制御キャビネット	1 式	
(8)	管球冷却装置(クーリングユニット)	1 式	

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 血管造影X線撮影装置 Azurion 7 M20 蘭国フィリップス社製 1式
の保守点検

請負代金額 金〇〇円也 (うち消費税額及び地方消費税額〇〇円)

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 野々村 祝夫と受注者 〇〇との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。))について、上記の請負代金額で、次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて保守点検業務を行うものとする。
- 第2条 受注者は、この契約を履行中に知り得た事項を他に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。
- 第3条 受注者は、この契約を履行中に知り得た個人情報については、別紙3「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。
- 第4条 保守点検業務は、大阪大学医学部附属病院においてこれを行うものとする。
- 第5条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。なお、発注者又は受注者から契約期間満了の3ヵ月前までに申し入れがない場合は、契約期間を更に1年間延長できるものとする。ただし、契約の全期間は、令和13年3月31日を超えないものとする。また、対象装置の変更等がある場合、受注者は遅滞なく発注者に申し入れ、契約変更の手続きを行うものとする。
- 第6条 保守点検業務報告書(作業報告書)は、保守点検業務実施の都度、受注者所定の書式にて国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に提出するものとする。
- 第7条 請負代金については業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。
- 第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。
- 第9条 契約保証金は、免除する。
- 第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。
- 第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準に準拠するものとする。
- 第12条 この契約について、発注者受注者間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。
- 第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者双方は、次に記名し、印を押すものとする。
この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和8年〇月〇日

発注者 大阪府吹田市山田丘2番15号
国立大学法人大阪大学医学部附属病院
病院長 野々村 祝夫

受注者

個人情報取扱の特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者(以下「受注者」という。)は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

(再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

(契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

(適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。